

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備)に対する意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間：令和8年6月18日(木)から同年7月17日(金)まで

■ 案件番号：145210727

<1. 諮問事項に係る意見>

■ 意見提出数：8件(法人・団体：4件、個人：3件、
匿名1件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：次のとおり

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	楽天モバイル株式会社
3	NTT東日本株式会社
4	NTT西日本株式会社
5	個人A
6	個人B
7	匿名A
8	個人C

<2. 諮問事項ではないものに係る意見>

■ 意見提出数：5件(法人・団体：2件、個人：2件、
匿名1件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：次のとおり

受付	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	KDDI株式会社
3	個人B
4	個人D
5	匿名B

＜1. 諮問事項に係る意見と考え方＞

意 見	考え方(案)	案の修正
● 意見1(省令案全体についての意見) ・ 本改正案においては、モバイル網固定電話について、MNOが現在提供する品質や緊急通報等のサービス仕様を踏まえた技術要件を規定して提供を開始することや、技術的措置を講ずることを前提に、固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置を要件としないこと等について、規定されたものと認識しております。 ・ 当該改正内容は、事業者の要望を踏まえたものであり、電話のユニバーサルサービスとして早期かつ効率的に提供可能とする趣旨であるため、賛同します。 ・ 当社は、本改正案を踏まえ、効率的なユニバーサルサービスの確保に向けて取り組む考えです。 【株式会社NTTドコモ】	(意見1に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。	無
● 意見2(省令案全体についての意見) まず、番号計画等で緊急通報サービスに関する記述があることを評価します。ユニバーサルサービスにおいて緊急通報サービスへを含めて制限なく接続できることが必要と考えますので、それが遂行されることを期待します。次に、固定電話を模したモバイル電話サービスがMNO各社から出ていることを明記した資料になっていることを評価します。NTT東西がモバイル網に関してどれを選ぶかは総合的に判断されるかと存じますし、我が国の多様な(競争型企業の)公衆網を活用することを期待します。最後に、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスの一つとなることを評価します。競争型事業である、楽天モバイル・ソフトバンク・KDDI・NTTドコモ等の移動体通信事業に対して、パブリックコメントでしばしばさらなる官製値下げの意見が見られますが、移動体通信ではなく固定電話(NTT東西)がユニバーサルサービスであることが明確化され、ベンチャー企業を含めた多様な通信サービスの発展の壁が一つ払われることで、我が国が世界に向けてチャレンジする産業が増えることを歓迎します。 【匿名A】	(意見2に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。	無
● 意見3(日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見) メタル設備を用いた加入電話サービスから代替サービスへの円滑な移行を実現するためには、当社の電話のユニバーサルサービスを効率的かつサステナブルに提供する観点から、MNO事業者の提供するモバイル網固定電話の活用が必要であると考えます。 具体的には、光未提供エリアや利用者からの提供希望があった場合等には、新たな光設備の構築や工事立ち合い等の利用者負担を要しないモバイル網固定電話を活用することで、円滑なサービス移行を実現し、利用者利便の確保に資するものと考えます。 また、モバイル網固定電話は、サービス移行時の活用に加え、災害その他非常の場合における復旧手段としても有効であると考えており、メタル・光ケーブルを用いた電話サービスと比較して早期の復旧が可能となることから、電話のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保に資するものと考えます。 本省令改正案において、MNO事業者からモバイル網固定電話の卸提供を受けて当社が当該サービスを提供するための提供要件が整理され、加入電話サービスの円滑な移行及び電話のユニバーサルサービス	(意見3に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。	無

の安定的な提供に資するものとなっていることについて賛同いたします。 また、当社としては、MNO事業者からのモバイル網固定電話の調達にあたっては、本省令改正案の規定を踏まえ、公募手続き等を通じて事業者間の公平性の確保に努めていく考えです。 【NTT東日本株式会社/NTT西日本株式会社】		
● 意見4(事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案についての意見) 本省令改正案におけるモバイル網固定電話の技術基準はMNO事業者がすでに提供しているサービススペックを踏まえたものとなっており、各社において追加的な開発等の対応は不要と考えられることから、当社においても低廉な価格で、早期に卸提供を受けることが可能となるため、その改正内容について賛同いたします。 【NTT東日本株式会社/NTT西日本株式会社】	(意見4に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。	無
● 意見5(モバイル網固定電話に係る利用者保護等についての意見) 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備)」について、以下のとおり意見を提出します。 【要旨】 モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるにあたっては、通信の提供確保、災害時の継続性、利用者保護に加え、契約者情報、設置場所情報、通話・利用に関する情報、障害対応情報等の保護も重要だと考えます。通信インフラの維持・確保とあわせて、万一データが流出しても、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい「データ無意味化」「秘密分散」「分散保管」等の考え方を、安全管理措置や委託先管理の選択肢として検討対象に含めることを要望します。 【意見】 本件は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるため、電気通信事業法施行規則等を改正し、制度上の整備を行うものと理解しています。 固定電話は、高齢者世帯、医療・福祉施設、地域の小規模事業者、自治体、防災・災害対応、緊急連絡などにおいて、今なお重要な通信手段です。モバイル網を活用して固定電話相当のサービスを維持することは、人口減少地域や設備維持が難しい地域における通信手段の確保という点で重要だと考えます。 一方で、モバイル網固定電話の提供にあたっては、契約者情報、設置場所情報、本人確認情報、料金・請求情報、利用状況、障害対応情報、保守情報、委託先・再委託先が取り扱う情報など、利用者に関する重要な情報が複数のシステムや事業者をまたいで扱われる可能性があります。 特に、固定電話は高齢者世帯や医療・福祉施設、防災関係、地域の生活インフラと結び付きやすく、情報が漏えいした場合、特殊詐欺、なりすまし、所在情報の悪用、災害時の混乱、利用者への不安などにつながるおそれがあります。通信サービスのユニバーサルサービス化を進める際には、「つながること」だけでなく、「利用者情報が安全に守られること」も、信頼性の一部として重視すべきです。 近年は、ランサムウェア、内部不正、委託先・再委託先からの流出、クラウド設定不備、端末紛失、外部記	(意見5に対する考え方) 本改正案は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるための制度整備を行うものであり、電気通信事業者における利用者情報の保護に関する既存の制度的枠組みを変更するものではありません。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

憶媒体の紛失、生成AIを利用した流出情報の分析・悪用など、情報漏えいの経路と被害の広がり方が複雑化しています。 そのため、電気通信サービスの安全性・信頼性を確保するにあたっては、従来の「侵入を防ぐ」「アクセス権限を管理する」「ログを取得する」「暗号化する」といった対策に加え、万一データが外部に流出した場合でも、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にしておく「漏えい時の被害最小化」の観点が重要だと考えます。 暗号化は重要な基礎対策ですが、暗号化対象の判断、鍵管理、権限設定、運用ルール、委託先・再委託先での取扱いなどには人が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、委託先での取扱いミスなど、人為的ミスによる漏えいリスクを完全に防ぐことは困難です。 つきましては、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する制度整備において、以下の観点を検討対象に含めることを要望します。 1. 契約者情報、設置場所情報、本人確認情報、料金・請求情報、障害対応情報、保守情報等について、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする「データ無意味化」「秘密分散」「分散保管」等の技術的対策を、安全管理措置の選択肢として検討すること。 2. モバイル網固定電話の提供に関わる通信事業者、委託先、再委託先、クラウド環境、保守事業者、バックアップ環境等からの情報流出を想定し、漏えい時の被害を最小化する設計を重視すること。 3. 災害時や障害時にも通信を維持する観点とあわせて、復旧・保守・利用者対応に必要な情報が、外部に流出しても悪用されにくい形で管理されるよう、データ保護の観点を明確にすること。 4. 高齢者世帯、医療・福祉施設、防災関係など、被害を受けやすい利用者層の情報が含まれる可能性を踏まえ、特殊詐欺やなりすましへの悪用を防ぐ観点からも、通信サービスに関する利用者情報の保護を重視すること。 特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管といった技術カテゴリを、モバイル網固定電話を含む基礎的電気通信役務の安全性・信頼性・利用者保護を高めるための選択肢として検討していただきたいという趣旨です。 ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な通信手段を維持する制度であるからこそ、通信の提供確保だけでなく、利用者情報の保護、委託先管理、漏えい時の被害最小化も含めた信頼性確保を重視していただくことを要望します。 【個人A】		
● 意見6(モバイル網固定電話の品質についての意見) 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)第5条第3項に定める総合品質の基準は、現行の固定電話に適用される品質基準を下回るものとなっています。この点については、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に進める観点から、現時点において確保すべき必要最小限の品質基準を設定することを優先したためのものと理解するところです。 他方、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会が本年4月に取りまとめた「モバイル網固定電話の技術的条件」に関する報告においては、モバイル網固定電話の品質について、「品質の安	(意見6に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。 なお、遅延及びPOLQAの基準値については、従来の固定電話並みの品質水準を求めることは必ずしも必要ではないものの、自由会話に支障がない範囲であることが重要であることを念頭に、他の音声サービスの規定ぶり及びモバイル網を活用した固定電話として提供されているサービスの現状も考慮して設定したものです。	無

定化に資する技術を積極的に採用するよう努めるとともに、技術進展の機会をとらえ、さらなる品質向上に引き続き努めることが適当」とされています。 これを踏まえれば、同告示に定める基準は将来にわたり固定的に維持されるべきものではなく、技術の進展及びサービスの提供状況を踏まえて適時適切に検証されるべきと考えます。 また、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして継続的に提供されることを前提とするのであれば、その品質についても、将来的には現行の固定電話と同等の水準を確保することを目指し、必要な見直しを行っていく必要があると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして継続的に提供されることを前提とした品質基準の見直しについての御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
● 意見7(緊急通報の優先的取扱いについての意見) 改正後の事業用電気通信設備規則第35条の27に定める緊急通報の優先的取扱いに係る基準については、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に進める観点から、現時点において適用される経過的な取扱いとして設けられたものと理解するところです。 他方、上記のIPネットワーク設備委員会報告においては、「中長期的には、コスト面・制度面等の課題や技術動向も踏まえつつ、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を求める。その中で、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名の通知についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するように検討する」とされています。 緊急通報は国民の生命及び身体の保護に直接関わる重要な機能であることから、現行の固定電話と同等の水準を確保することが不可欠と考えます。このため、同報告の趣旨を踏まえ、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名の通知を含む固定電話と同等の緊急通報機能がモバイル網固定電話の普及段階までに確実に実装されるよう、具体的な検討及び必要な制度整備を速やかに進めることが必要であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	(意見7に対する考え方) いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 また、IPネットワーク設備委員会報告において、「中長期的な検討に当たっては、携帯電話による緊急通報が大半を占める状況に鑑み、モバイル網固定電話のみに検討の範囲を限定せず議論することが適当」とされております。	無
● 意見8(ファクシミリの「正常な送受信」についての意見) 1. ファクシミリの「正常な送受信」の判定方法 本案では、モバイル網固定電話用設備について、ファクシミリによる正常な送受信が行えることを求めています。 しかし、公表資料からは、何をもって「正常な送受信」と判定するのか、その代表的な試験条件及び判定方法を確認できません。 既存の規定、告示又は技術資料に基づいて適合を確認する場合は、モバイル網固定電話に適用される規定及び確認方法の参照先を示してください。 既存の基準だけでは判定方法が明確にならない場合は、事業者による自己確認において、少なくとも次の事項を定めることを提案します。 ・代表的なファクシミリ端末及び接続条件 ・送信及び受信の試験回数 ・送受信の成功及び失敗の判定方法	(意見8に対する考え方) モバイル網固定電話のファクシミリについては、通信品質の測定条件を定める件(平成25年総務省告示第136号)において、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づいて品質を測定し、正常な送受信が行えることを事業者が自ら確認することを求めます。	無

・再送、通信途中の切断又は内容の欠落が生じた場合の扱い 全ての端末及び接続条件について動作を保証することや、個別事業者の詳細な設備構成又は試験資料を公開することを求めるものではありません。 「正常な送受信」の判定に使用する基準の概要又は参照先を、確認可能にすることを求めるものです。 【個人B】		
● 意見9(その他) ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(以下「改正省令案」という。)大臣名のインデントが1字低いのではないかと(下を2字空きとするのが通例。)。なお、同時に意見募集がなされている事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件や貴省が令和8年6月15日に公布した電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令(令和八年総務省令第七十七号)ではそのようになっているため、修正すべきではないか。 ・改正省令案第二条による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二柱書において「…又はモバイル網固定電話役務(『同条第五号』に掲げる電気通信役務をいう。)…」と規定しているが、「法第二条」と「電気通信事業法施行規則第十四条」のどちらを指しているか紛れるため、書き下して規定すべきではないか。 ※「新訂 ワークブック法制執務 第2版」の間76(P198)においても避けるべき用法として、「…第A条…(…第B条…)…同条」という用い方はしないと示されている。 ・改正省令案附則第二条において「電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。『以下同じ。』)」と規定しているが、この『以下同じ。』は何を企図したものか。法令の用法以前に日本語の文章としても意味がわからないため、何かを企図したものであるなら明確に規定すべきであるし、不要な記載ということであれば、同条の「この省令の施行の日(以下「施行日」という。)」との並びすらも確認しない緩慢な執務を行っていると云わざるを得ないため、立案担当者、確認者は猛省されたい。 【個人C】	(意見9に対する考え方) 御指摘を踏まえ、修正いたします。	有

(以上)

＜2. 諮問事項ではないものに係る意見と考え方＞

意 見	考え方(案)	案の修正
● 意見1(NTT東西による他者設備を利用したモバイル網固定電話の提供についての意見) NTT 東日本株式会社殿及び NTT 西日本株式会社殿による他者設備を利用したモバイル網固定電話の提供に関する認可する際の要件を ・光提供以外の区域において提供することを基本とすること(日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)第2条の2第1号) ・光提供区域において提供する場合は、利用者がモバイル網固定電話の提供を受けることを希望した場合及び利用者の居住する建物の状況等により光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難である場合に限ること(同条の2第2号) とすることに賛同いたします。 加えて、本件の認可について、認可件数、提供形態その他の内訳を定期的に公表するとともに、当該サービスが認可制度の趣旨に照らして必要最小限の範囲で提供されているかについて、公開の場において継続的に検証が行われることを要望します。 【楽天モバイル株式会社】	(意見1に対する考え方) 賛同の御意見として承ります。 なお、検証については、令和8年1月26日に開催された第5回固定電話サービス移行円滑化委員会において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされたことを踏まえ、同委員会において必要な検証を行っていくことが適当であると考えています。	無
● 意見2(モバイル網固定電話に係る技術的不具合の報告についての意見) 2. 既存制度における技術的不具合の把握 NTT東西が他者設備を用いて提供するモバイル網固定電話について、既存の電気通信事故報告、故障受付記録、保守記録及び年次の実施状況報告により、当該サービスに係る技術的不具合を、他の固定電話又は携帯電話サービスから区分して把握できるかを明らかにしてください。 既存制度によって区分して把握できる場合は、どの報告制度及び報告項目によって、モバイル網固定電話への影響を確認できるかを示してください。 既存制度では区分できない場合に限り、NTT東西が他者設備を用いた地域電気通信業務について行う既存の年次報告に、次の集計項目を追加することを検討してください。 ・技術的不具合として確認された事象数 ・主な不具合の類型 ・影響を受けたNTT東西の利用者数 ・長時間又は多数の利用者に影響した事象の概要 主な類型は、通常通話、ファクシミリ及びモバイル網固定電話固有の設備・機能に関するものなど、過度に細分化しない区分で足りると考えます。 利用者からの申告を一件ごとに行政へ報告することや、利用者の電話機、配線、電源又は操作だけに原因がある事象を報告対象とすることは求めません。 また、原因がNTT東西、卸元事業者又は端末設備のいずれにあるか確定していない場合でも、モバイル網固定電話の設備又はサービスに異常が確認されている事象は集計から除外せず、原因については判明している範囲で整理することが適当と考えます。 追加集計を行う場合、その継続期間については、制度施行日から一律の短期間を設定するのではなく、今後策定される段階的な移行計画、移行件数及び技術的不具合の発生状況を踏まえて、定期的に継続の要	(意見2に対する考え方) 本改正案は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるための制度整備を行うものであり、電気通信事故の報告制度に関する既存の制度的枠組みを変更するものではないため、御意見として承ります。 なお、モバイル網固定電話も含め、電気通信役務に係る事故のうち、一定の規模以上の事故等については、事故の実態の速やかな把握や同様の事故の再発防止を図ること等を目的に、電気通信事業法において、総務省への報告が電気通信事業者に義務付けられています。	無

否を検討してください。 理由 モバイル網固定電話は、固定電話番号を使用するIP電話用設備、携帯電話用設備、ターミナルアダプター、番号変換及び複数事業者間の接続によって構成されます。 ファクシミリについて「正常な送受信」を技術要件とする以上、その適合を判断するための代表的な試験条件及び判定方法が必要です。 また、携帯電話網を利用した固定電話サービス自体には既存の提供実績がありますが、今回新たに、ユニバーサルサービスとして位置付けられ、NTT東西によるメタル固定電話の代替手段として段階的に利用されることになります。 そのため、新たな報告制度を直ちに設けるのではなく、まず既存の事故報告及び年次報告によって、モバイル網固定電話に係る技術的不具合を他のサービスから区分して確認できるかを明らかにすることが適当と考えます。 既存制度で区分できない場合に限って、既存の年次報告に最小限の集計項目を追加することで、事業者及び行政の負担を必要以上に増やさず、メタル固定電話の代替手段として継続的に機能しているかを確認できると考えます。 【個人B】		
● 意見3（モバイル網固定電話の工事担任者資格についての意見） 工事担任者資格に関する解釈について考え方を伺いたい。 ワイヤレス固定電話については、二線式アナログ電話用設備の一部となっており（設備規則第3条第2項第4号の3）、TAの位置が端末設備等との責任の分界点より事業者側になっており、端末設備等の接続工事をする場合、工事担任者資格が必要であるという解釈で合っているのでしょうか。 一方、今回新設されるモバイル網固定電話については、携帯電話用設備を用いるものとなっており（施行規則第14条第5号）、TAの位置が端末設備等との責任の分界点より利用者側になっており、端末設備等の接続工事をする場合、昭和60年郵政省告示第224号により工事担任者を要しないという解釈で合っているのでしょうか。 合っているのであれば、両者は「アナログ電話」か「IP電話」かが違うだけで利用者から見れば、ほとんど変わらない性質のものとするが、工事担任者による工事の要否が異なるのは、ワイヤレス固定電話と比較して不公平ではないか。この不公平の状態でユニバーサルサービス化するのはいかがなものか。 仮にモバイル網固定電話についても工事担任者が必要と解釈した場合、平成17年7月31日までに交付された工事担任者資格者証及び令和3年3月31日までに交付されたAI第2種資格者証については、それぞれ「従前の例」により工事ができるもの（平成17年総務省令第78号附則第2条第1項及び令和2年総務省令第85号附則第3条第18項）となっており、モバイル網固定電話が含まれていない。よって、通信速度による制約があることを考慮して、次に掲げる資格について、「なお従前の例による」を「専らモバイル網固定電話に用いるために携帯電話用設備に接続する端末設備等及びその他にあつては従前の例による端末設備等」に改正するの必要性があるのでは。 1. デジタル第1種 2. アナログ・デジタル総合種 3. （現行の第2級デジタル通信をモバイル網固定電話に拡大することを前提に）DD第2種	（意見3に対する考え方） 本改正案は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるものであり、工事担任者資格に関する法令上の取扱いを変更するものではありません。工事担任者資格の要否等については、電気通信事業法及び関係法令に基づき判断されるものであり、本改正案の対象ではありません。	無

インターネットと回線を共用する場合、平成17年当時にはADSL等、電話と共用するインターネット回線はあり、例えば携帯電話用の端末設備等であったとしても「従前の例によるもの」の中にその端末設備等が含まれると解釈してもよいのでしょうか。 又、現行の第2級デジタル通信であってもインターネット用のものに限定されていることから、モバイル網固定電話は「従前の例」に含まれないと解釈してもよいのでしょうか。 仮にモバイル網固定電話については、工事担任者が不要と解釈した場合、モバイル網固定電話からワイヤレス固定電話や光回線電話に変更した場合、工事担任者が施工していない端末設備等をワイヤレス固定電話や光回線電話に接続していることになるが、どのような取り扱いになるのでしょうか。 又、携帯電話の通信速度が上げれば、1回線で2台以上の電話を接続でき、交換機等と接続した場合どういう取り扱いになるのでしょうか。 【個人D】		
● 意見4(NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドラインについての意見 ・ ワイヤレス固定電話(以下「ワイ固」という。)とモバイル網固定電話(以下「モバ固」という。)の間には通信品質等において差異が存在しており、従来の加入電話に近い安定した品質を有しているのはワイ固であると認識しております。 ・ しかしながら、一般の利用者が契約時にこの技術的・品質的な差異を正確に認識し、自ら比較検討することは極めて困難です。 ・ したがって、NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)が適格電気通信事業者としてモバイルを活用した電話サービスを提供するにあたっては、利用者保護の観点から、両サービス間の品質の違いについて十分かつ丁寧な説明を行うことが不可欠です。 ・ こうした適切な提案プロセスを事業者の自主的な取り組みに留めず、制度的に確実なものとするため、これらの遵守事項を「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」に明確に規定する必要があると考えます。 例えば、「固定電話サービス移行円滑化委員会」での移行に伴う利用者保護にかかる議論を踏まえ、NTT東西に対して要請された「固定電話サービスの円滑な移行に関して講ずべき措置」(本年2月18日)を徹底させるため、当該認可基準ガイドラインに以下を追記し、当該認可の審査事項とすべきと考えます。 NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン 3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方 (2)認可に当たっての審査事項等 ＜新設＞ オ 上記イ～エの場合において、利用者がワイヤレス固定電話役務等の提供を希望した場合には、ワイヤレス固定電話役務とモバイル網固定電話役務の特徴及び品質の差異等について丁寧な案内を行うこととする旨の方針が定められているかの確認を行う。 なお、光ファイバは国民生活・経済活動を支える基幹インフラであり、その重要性は引き続き高い状況です。「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則」に規定のとおり、NTT東西においては「ワイ固」「モバ固」をあくまで補完的かつ例外的な手段として位置付けた上で、引き続き光ファイバの整備を着実に推進することが重要と考えます。	(意見4に対する考え方) 本改正により基礎的電気通信役務に位置付けるモバイル網固定電話は、ユニバーサルサービスとして必要十分な品質等の要件を定めるものであり、今後NTT東西が、固定電話の代替サービスとして、当該要件を満たしたモバイル網固定電話を提供することは、サービス品質等に関する利用者保護の観点での問題はないものと考えます。 その上で、NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン3(5)に記載しているとおり、NTT東西の自己設備を用いた従来の加入電話等と、他者設備を用いたワイヤレス固定電話等との品質・サービスの違い等の周知方法等に関して、引き続き認可の審査事項としております。	無

【KDDI株式会社】		
● 意見5(その他) モバイル網のユニバーサルサービス化という名目の今回の省令案に対し、強い不信感と危機感を表明する。行政が掲げる「ユニバーサルサービス」の美名とは裏腹に、実態は大手通信事業者による市場独占を補強し、国民から搾取し続けるための新たな「利権の囲い込み」に他ならないからである。 1.寡占状態が招いた「通信の私物化」と国民生活の困窮 現在の日本の通信市場は、大手事業者による寡占状態が常態化しており、健全な競争など存在しないに等しい。少子高齢化と物価高騰に喘ぐ庶民にとって、通信費はもはや生活必需品であるが、その料金は大手事業者の経営努力によってではなく、不透明な計算によって決定されている。彼らは複雑怪奇な割引条件や、利用者を縛り付ける意地の悪い解約条件を駆使し、実質的な「通信の囲い込み」を行ってきた。これに無策を決め込み、むしろ増長させてきたのは総務省の責任である。 2.MVNOを殺し、市場を歪める「高額な手数料と値上げ」 本来、競争を促すべき存在であるMVNO(格安スマホ事業者)に対し、大手事業者はネットワーク接続料や高額な手数料で圧力をかけ、その成長を阻害してきた。実態として、消費者が適正価格で通信サービスを選べる市場は破壊されている。それにもかかわらず、大手事業者は自分たちの都合で勝手な値上げを繰り返し、利益をむさぼり続けている。今回の制度整備が、こうした大手事業者による市場支配を「ユニバーサルサービス」という公的な枠組みで追認し、国民の負担で彼らの収益を担保する仕組みになるのであれば、それは行政による国民への背信行為である。 3.「公共料金化」こそが唯一の処方箋 通信が現代の生存インフラである以上、大手事業者の恣意的な価格決定に依存する現状は異常である。私は、電波及び通信インフラの「公共料金化」を強く求める。特定の企業の収益を最大化するための通信行政から脱却し、電気や水道と同等のインフラとして、国民が安価に、かつ安定してアクセスできる権利を保障せよ。今回のモバイル網のユニバーサルサービス化についても、大手事業者の負担調整ではなく、全国どこでも、誰でも、生活コストを圧迫しない料金で利用できる「通信の公的責任」を明確にする方向に舵を切るべきだ。 4.行政への最後通牒 総務省には、大手通信事業者のロビー活動や癒着に耳を貸すのではなく、現場で物価高に苦しむ市民の生活実態を直視することを求める。これ以上、複雑なルールで国民を煙に巻き、特定の利権団体のための法改正を繰り返すことは許されない。私は、本制度の運用が、特定の事業者を潤すための手段に成り下がっていないか、今後も徹底的に監視し続ける。もし制度が国民の期待を裏切り、大手事業者の独占を強化する結果となるならば、行政の監督責任を国民として厳しく追及していく覚悟である。 【匿名B】	(意見5に対する考え方) 御意見については、本改正案の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。	無